

議案第 12 号

東郷町国民健康保険条例の一部改正について

東郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、健康保険法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険条例（昭和41年東郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る東郷町国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）の施行に伴い必要があるからである。

2 改正内容

出産育児一時金の支給額を「408,000円」から「488,000円」に改めること。（第5条第1項関係）

3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。